

# 国立国語研究所広報委員会規程

令和 3年 4月 1日  
国語研規程第87号  
改正 令和 4年 4月 1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 研究所の広報の基本方針に関すること。
- (2) 研究所の広報の実施計画に関すること。
- (3) 研究所の広報の予算に関すること。
- (4) 研究所の広報の自己点検及び評価に関すること。
- (5) その他研究所の広報に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 広報室長
  - (2) 副所長（1名）及び研究主幹
  - (3) 共同利用推進センター長及び言語資源開発センター長
  - (4) 管理部長
  - (5) 委員長が指名する職員 若干名
- 2 委員長は、広報室長をもって充てる。

## (招集)

第4条 委員会は、委員長が原則として年に4回招集する。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、広報室において処理する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所広報室運営委員会規程（国語研規程第85号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。